

■おきなわ環境ネット■

沖縄環境ネットワーク通信 43号



高江やんばるイタジイの森（左）と、ヘリパッド建設予定地工事車両進入口にフェンス設置工事強行 それを阻止する人々

- | | |
|--|---------------------|
| 沖縄の環境問題（1） 米軍基地が諸悪の根源 | 桜井 国俊 |
| 佐敷干潟のいま ～ 変化する干潟の自然 ～ | 鹿谷 麻夕 |
| 新石垣空港建設地内で発見された国内最古の「人骨」 | 鷲尾 眞由美 |
| — 琉球石灰岩の脆弱な地形に造られる空港・アセスで見落とされた遺跡 — | |
| 沖縄 便り | エマ・メンドサ |
| 沖縄県那覇市おもろまち元市役所予定地再開発の経緯 | 知念 徹治 |
| なぜ、市役所予定地に超高層ビル群が建設可能になったのか？ | |
| 普天間飛行場の閉鎖にむけて | 真喜志 好一 |
| 日米両政府にだまされないために | |
| ヘリパッドいらない司法による住民弾圧をやめろ！ | 清水 暁 |
| 高江ヘリパッド通行妨害の禁止を求めた訴訟 第1回口頭弁論意見陳述 | 池宮城 紀夫・安次嶺 現達・伊佐 真次 |

沖縄の環境問題（１） 米軍基地が諸悪の根源

桜井 国俊（沖縄環境ネットワーク世話人）

連載「沖縄の環境問題」を始めるにあたって

沖縄環境ネットワークは、1997年に、いまは亡き宇井純先生を中心に創設されました。ネットワークの最大の使命は、沖縄各地で様々なテーマで環境問題に取り組んでいる人たちをつないでいくことです。創設以来13年、ネットワークの歩みは遅々たるものであり、その働きは微々たるものではありませんが、この間、人々のつながりは確実に強くなっています。しかし、新石垣、普天間、辺野古、泡瀬、高江等々、問題は解決をみどころかますます混迷の度を深めています。日米安保改定50年の節目の今年は、沖縄の諸問題の根源にある日米安保そのものを問い直し、これらの問題の解決のためにあらゆる知恵と力を結集しなければならない決定的な年です。

そこで登場するのがネットワークのあと一つの使命です。その使命とは、通信を通じて、特に本土の読者の皆様に沖縄の環境問題の現実を知って頂くことです。琉球新報、沖縄タイムスという地元新聞2紙と本土大手マスコミの報道には大きな落差があり、沖縄の現実はいまにも本土の皆さんに知られていません。それが沖縄の問題の解決の大きな阻害要因となっていると感ずることがあまりに多くなっています。そこで、少しでも多くの読者の皆さんに沖縄の環境問題の現実を知って頂くことを願ってこの連載を始めることとしました。

多くは基地がらみの沖縄の環境問題

沖縄は、本土と異なり製造業らしい製造業がなく、工場起源の公害問題は大きなものとなっていません。一方、国土面積の0.6%しか占めない狭い県土に在日米軍基地の75%が集中していることから、基地起源の騒音や事件・事故があとを絶ちません。このため、沖縄における第一の環境問題は、基地がもたらす様々な環境破壊です。

次いで、米軍基地に負けず劣らず深刻な環境破壊をもたらしているのが、沖縄の風土に合わない本土仕様の土木公共事業です。それは赤土流出によるサンゴ礁の破壊など、亜熱帯の脆弱な沖縄の環境に甚大な影響をもたらしています。これら公共事業は、米軍基地を受け入れる見返り（アメ）として高率補助金で実施されているものであり、その意味で沖縄の環境問題は、ほとんど基地がらみであると言っても過言ではありません。

必要不可欠な返還基地の跡地浄化

さて米軍基地は、建設の段階、供用の段階でも様々な環境破壊をもたらしていますが、基地返還後も跡地の浄化という大きな環境問題があります。SACO（1995年の少女暴行事件後、沖縄からもたらされた基地の整理・統合・縮小要求に応じて日米両政府によって設けられた「沖縄に関する特別行動委員会」の略）最終報告及び米軍再編ロードマップにより、嘉手納飛行場以南でおおよそ1,000haの土地が返還されようとしています。那覇市の4分の1の面積にあたる返還予定地は、沖縄の経済開発に不可欠の土地ですが、米軍使用による油汚染、PCBなどの化学物質汚染、そして沖縄戦での不発弾の問題などを抱えており、まずは跡地浄化が必要不可欠です。

理不尽な日米地位協定

通常の公害問題であれば汚染者負担の原則により、米軍が浄化を行うべきですが、米軍基地に関してはそうではありません。日米地位協定第4条第1項によって、返還に際して、米軍には現状回復や補償の義務が課せられていないのです。誠に理不尽なことですが、基地提供者である日本政府が、その責任と負担において浄化を行うこととなっているのです。

跡地浄化の事業は、磁気探査、不発弾処理、汚染土壌の浄化など、専門性を求められる作業によって構成されます。沖縄振興特措法に基づき第1号の特定跡地として指定された北谷町のキャンプ桑江北側地区約40haの場合、浄化作業開始からすでに6年が経過しましたが、いまもなお浄化作業が進められており、現在までおおよそ11億円もの事業費が投入されています。この事例と同様の費用がかかると想定すると、1,000haの土地の浄化には実に300億円もの費用がかかることとなります。国民の税金で行う事業ですから、汚染者である米軍からの確に情報を入手し、費用効果の高い浄化作業を行うことが求められます。

日米地位協定がもたらすあと一つの理不尽な点は、沖縄県の環境関係の条例が基地内に適用されないことです。これは地位協定第3条によって、基地内の管理権は米軍側にあると考えられているためです（3条管理権と呼ばれています）。このため、たとえ県民に被害を及ぼしそうな汚染物質の漏洩などの事故があっても、県や地元市町村は、立ち入り調査すら米軍の許可を得なければできないのです。占領下にあるというのが沖縄の実態です。

佐敷干潟のいま ～ 変化する干潟の自然 ～

鹿谷 麻タ（佐敷干潟と遊び、学ぶしあわせまねきの会／しかたに自然案内）

南城市の佐敷干潟は、中城湾の南奥部に北に開いた形で位置します。西側の新開地区は埋立てられましたが、現在の広さは約80ha、沖縄では数少ない泥の干潟です。ここは砂地や泥地など、底質によっておよそ5つの地帯に分けられ、それぞれの環境に適した生物が、すみ分けるように暮らしています。

ところが近年、干潟の中の砂州の形が急激に変化し、その周囲の底質状態も大きく変わりました。

干潟の変化

私が佐敷干潟の観察を始めた2003年頃、シュガーホール裏の護岸から干潟を見ると、右手の富祖崎側から斜めに砂州が伸びていました。砂州は1970年以前の富祖崎の埋立てで生じたもので、砂州の上にはモクマオウが育ち、コアジサシの営巣も見られました。ところがこの砂州は、04～05年の間に急激に伸び、07年には先端部がシュガーホールの護岸に迫りました。同年の台風で、砂州の砂はほぼ平らに流され、モクマオウも消えます。08年春にはかつての砂州の所に糸状の緑藻が大量に繁茂しましたが、翌年はこの現象は見られず、周囲には以前よりも柔らかい泥地が広がってきました。

底質がこれだけ変わると、生物にも当然影響します。干潟のカニ類は、砂泥中に含まれる有機物を砂



佐敷干潟（国土地理院：2005年の空中写真より）

泥ごと口に運んで濾しとって食べる種類が多く、口の構造によって食べられる砂泥の粒の大きさが異なります。現在、シュガーホール裏では乾いた砂の部分が大きく減って泥のゾーンが増え、粗い砂の好きなコメツキガニや細かい砂の好きなミナミコメツキガニのゾーンが減り、泥の好きなシオマネキ類が非常に増えています。

また、これは佐敷だけではありませんが、温暖化の影響か、八重山以南が分布域とされていたルリマダラシオマネキやシモフリシオマネキが見られるようになりつつあります。干潟中央の兼久島の内側にあるマングローブ林にも、南方系のヒルギダマシが生えてきました。

干潟を保全するには

現在西原町と与那原町で開発が進むマリントウンプロジェクトは、かつては旧知念村に及ぶ広域計画でした。しかし知念は2004年に計画から抜け、旧佐敷町は計画を縮小させつつ埋立ての可能性を探る状態が続きました。同年に日本弁護士連合会が出した「中城湾港佐敷干潟埋立計画に関する意見書」に、この計画の問題点がよく整理されています。その後の町村合併で旧知念村長から南城市長となった古謝氏が、2006年末に佐敷東地区の計画中止を市議会で答弁し、埋立ては撤回されました。

ところで、干潟は常に変化する環境です。砂や泥でできた海底は、波や潮流によって堆積したり削られたりを日々繰り返し、それに伴って生物分布も変化します。写真記録のみでは人為的な影響と自然現象による変化を区別することができませんが、近年の急激な変化を見ると、近隣の大規模埋立てによる波や潮流変化の影響が強く推察されます。

佐敷干潟の変化も原因は一つに特定できず、砂州を戻すのが良い訳でもありません。おそらく私たちにできるのは、干潟の変化を見守り続けること、そして水質や泥質への人為的な汚染が明らかであればその汚染源を取り除くこと、くらいでしょう。

最も大事なことは、干潟の環境を理解する人を地元を増やすことです。昔の様子を知り、かつ日常的な観察ができる地元の人々によって自然を見守ることは、干潟に限らず環境保全で最も大切なことです。

環境そのものが守られなければ、そこに住む生物も守れません。トカゲハゼのような貴重種をシンボルにしても、移植や人工繁殖・放流といった「その種がどこかで生き残ればよい」という短絡的な対策につながります。また貴重種であるということは、生態が不明であったり生息条件が限られる場合が多く、人為的な操作はほとんど成功しません。佐敷干潟が今後どう変化するのかは分かりませんが、少なくとも埋立てのような計画が復活しないよう、生物と環境を丸ごと残すという発想を、多くの人が意識できるようにになればと思います。

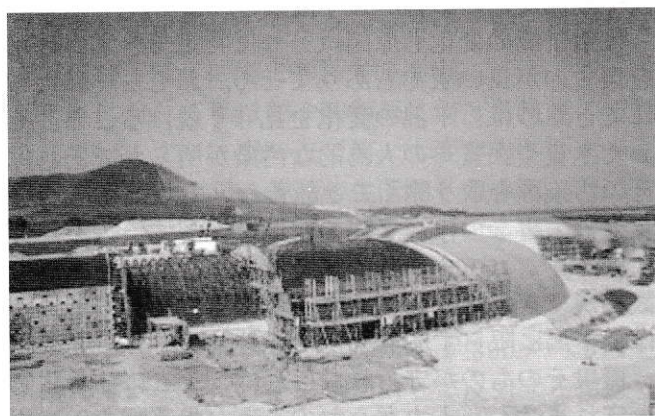
新石垣空港建設地内で発見された国内最古の「人骨」 — 琉球石灰岩の脆弱な地形に造られる空港・アセスで見落とされた遺跡 —

鷲尾 眞由美 (沖縄環境ネットワーク世話人)

1. 事業開始後に発見された新たな洞窟

筆者は「沖縄環境ネットワーク通信41号」で、新石垣空港アセスが事業優先に走るあまり、アセス手続きで発生する環境問題の先送りや情報隠しの実態を述べた。

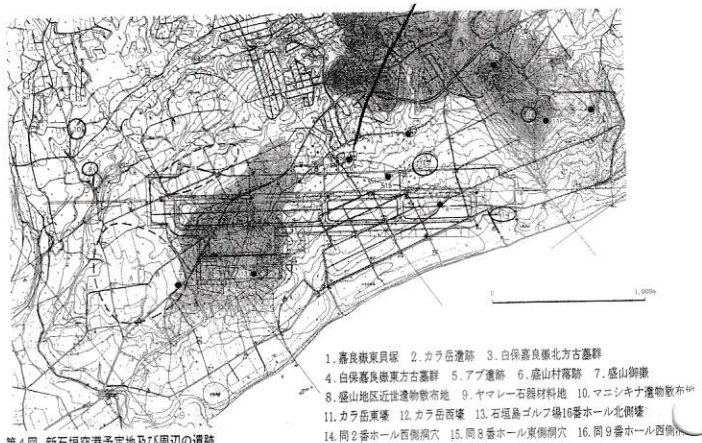
予定地のカラ岳南部一帯はカルスト地形の地下水による石灰岩の溶食で形成されている。このカラ・カルスト地域に7つの洞窟群がある。そこには絶滅危惧種の小型コウモリ類が生息している。2007年8月に空港西側の浸透ゾーンを掘削中に新たな洞窟の開口部が発見された¹。着工前に確認されていたC洞窟とこの時発見されたC1洞窟は繋がっていることが、その後の調査で確認された²。今まで知られていなかった洞窟は滑走路北側に位置している。事業者には絶滅危惧種の小型コウモリ類の生息する洞窟の保全と、陥没するおそれがある空洞の補強対策が課せられた。つまりアセス評価書の工法では空港機能の安全性が確保されないことが判明し、工法変更を余儀なくされた。カラ・カルスト地形の複雑さは専門家から指摘されていた³が、工事が始まってから実証されたことになる。



切削されたカラ岳と空洞陥没防止対策のドーム建設工事 (2010年1月)

2. 国内最古の「人骨」発見に至る経緯と県の対応

2010年2月5日の八重山毎日新聞に「石垣島の人骨国内最古と判明 新石垣空港建設地から出土 2万年前にヒトが存在」の記事が一面を飾った⁴。



第4図 新石垣空港予定地及び周辺の遺跡

空港建設予定地内の「白保竿根田原洞穴」(通称C1洞穴)の位置

県は新たに確認されたC1洞窟の測量調査部分を、NPO法人沖縄鍾乳洞協会理事長山内平三郎氏に依頼した⁵。人骨や獣骨化石は2007年12月に発見し、氏は遺跡の重要性を県に指摘していた。しかし、県はこの発見を公表することなく工事優先で突き進んでいた。

人骨の発見に関しては、2008年5月24日の琉球新報が「洞窟から数百年前の人骨 新石垣予定地」と報じている。県は同年8月に洞穴内の簡単な調査で、文化財としての価値は高くなく「保存対象にならず」という結論を出し調査を終えた。

2009年6月3日付け琉球新報は「遺物、県本格調査せず 新石垣空港予定地」の見出しで、

「新石垣空港の建設予定地内にある洞穴で昨年5月に推定1万4千年前のイノシシの骨など遺物が見つかったにもかかわらず、県が十分な発掘調査をしていなかったことが2日までに分かった。県から委託された専門家が発見し、詳細な調査の必要性を訴えていたが、県作成の調査報告書ではイノシシの骨発見についての記載も一切していなかった。専門家から報告を受けた文化庁は「慎重に対応するように」と県に指導した。現場が空港建設予定地であるため、専門家からは「意図的に触れなかったのでは」など県の対応を疑問視する声が上がっており、県は文化庁からの指導を受け、再調査に向けて調整を進めている。(以下略)」と報道している。

文化庁の指導の効果か、2009年7月に県は複数の関係者による現地確認を行った。その結果「土器・

石器は含まないが人骨・獣骨化石が含まれている土壌がまだ残存していることを確認した。それを受けて、平成21年7月28日づけでこの洞穴を「白保竿根田原洞穴遺物散布地」と呼称し、周辺の埋蔵文化財包蔵地として、今後文化財保護法の取り扱いに基づいて、対応することとした（以下略）」^{vi}。2010年度の調査は8月からの3カ月が予定されている^{vii}。

3. 工事優先で先送りされた 文化財の調査、保全の行方

「平成19年度（2007）事後調査報告書」及び、「平成20年度（2008）事後調査報告書」には、人骨・獣骨等発見の事実は記載されていない。予定地内でこのような重要な発見の事実が記録されないことは問題であるとする。この発見は極めて公益性の高い新事実で、今後も十分な調査が必要であることは、2月8日に県庁で行われた記者会見でも明らかだ^{ix}。次年度に公告・縦覧する「平成21年度（2009）事後調査報告書」には、この遺跡がどのように記載され、どのような調査を実施し、文化財としてどのような保全措置を取るのかを明らかにすることが求められる。今後の県の姿勢が問われる。

【注釈】

- i 「計画地内に新たな洞くつ」2007.10.25 八重山毎日新聞
- ii 「新たな洞窟を確認」2008.2.28 八重山毎日新聞
- iii 船越公威鹿児島国際大学教授を代表とする「カラ・カルスト地域学術調査委員会」が、当該事業区域に生息する絶滅危惧種の小型コウモリの生息実態調査を、（財）自然保護助成基金の助成を受けて2005年から開始。学術調査報告書を2006年12月、2007年3月、2008年2月に出している。関連記事 琉球新報（2008.7.17）参照
- iv 「石垣で2万年前人骨 白保竿根田原洞穴 直接測定で国内最古 専門家日本人起源へ重要発見」琉球新報 2010.2.5
- v 『白保竿根田原洞穴周辺遺物散布地で発見された出人骨から抽出されたコラーゲンによる放射性炭素年代測定結果について』2010.2.8沖縄県教育庁文化課 臨時記者会見資料より
- vi 2010年2月18日東京新聞朝刊「こちら特捜部」、2月26日朝日新聞朝刊「ひと」欄（全国共通記事）等参照
- vii 同上、臨時記者会見資料の内の「共同研究の経緯」より引用
- viii 筆者が2010年3月4日に県教育委員会文化課の担当者に確認
- ix 前出v参照

沖縄便り

エマ・メンドサ（メキシコ・コリマ大学 教官）

2009年10月に、沖縄へ行きました。3年連続、3回目の訪問でした。私はメキシコのコリマ大学で教官をしており、研究資料の収集が目的でした。

私が沖縄の問題に関心を持ったのは、2006～2007年のことです。私は沖縄の米軍基地について1996年9月に行われた県民投票に関する資料を集め始めました。

私は、日本研究が専門であるにもかかわらず、この問題に接するまで、沖縄のことをほとんど知りませんでした。ですから、最初の沖縄訪問は2007年9月でしたが、この時、たった3日間しか滞在せず、単にどんな所か見ただけでした。私の沖縄に関する知識はそれほど乏しかったわけです。

けれども、この最初の短い訪問以来、沖縄は私の人生に焼き付けられました。沖縄の人々と接し、沖縄の歴史と問題を探求していくにつれ、あの私達の

敬愛する故宇井純先生をはじめ、多くの人々に起こったのと同じことが、私にも起こりました。この問題の研究は一生を捧げて終わることはない、ということに気づいたのです。

この地に起こったことを、もっと早く知らなかったことが残念でなりません。

2度目は2008年の夏、約10日間の訪問でした。その時の目的は、中央政府から押し付けられた政策に沖縄の人々がどのように反応したか、そしてどのような政治参加の形が示されたり提起されたりしたか、ということについての基礎的な資料を見つけることでした。この当初の目的を満足させるだけの資料がどのくらい見つかったか、よくわかりません。でも、沖縄の歴史と文化について知りたいという私の気持ちをますます強くかきたてる、たくさんの資料が見つかったことは確かです。

そのうえ、沖縄にアプローチしていく鍵となるような人々を知ることができました。小谷きよこさんという方は、さっぱりした、とても親切的な温かいお人柄で、私に高江の運動を教えてくださいました。また、運良く、伊江島の木村浩子さんという方にもお会いできました。その方は、沖縄戦をいかに生き延びたかという衝撃的な個人史を語ってくださいました。お母様が、敵の手におちるより死を選べと言う日本軍の脅しに耳を貸さず、子供と一緒に森の中に隠れて生き延びたのです。浩子さんは、彼女の絵と詩の本に、出会いとは不思議なもの、一つの奇跡、という意味で「出会妙」と書いて私にくださいました。その言葉は私にとってとても大きな意味があります。それがまさに沖縄で私が体験したことだからです。こんなに多くのことを知ることができるとは、夢にも思っていませんでした。

そして、昨年、今度はもっと個別的なテーマを携えて、沖縄に戻ってきました。「沖縄の辺野古、高江、泡瀬における環境保護運動」がそのテーマです。今回の訪問は、調査にご協力くださった多くの心広き方々のおかげで、また、この運動に参加している人々を私自身の目で見、理解することができたおかげで、格別に意義あるものとなりました。

この人々の闘いは、自然を、そしてまだ豊かに残っている生物の多様性を守ろうとするだけでなく、もっと広い視野を持っています。人間としての権利の尊重の追求と、幾多の服従、収奪、疎外、そして差別の犠牲となってきた歴史に対する「ノー」とを伴っています。そのうえ、集団活動を通じて、参加者は、現在の生活状況に変化をもたらす選択を提案する機会を見出しています。その変化への選択には、沖縄の伝統的な価値や文化や慣習を取り戻すことが含まれています。

このような辺野古、高江、泡瀬の運動に参加している人々は、軍事基地もインフラ工事も、これ以上続いてほしくないと言います。この人々が求めるのは、祖先が営んでいたような、自然と調和した生活を取り戻すことです。生活の場所に平和で静かな環境を維持すること。そこでは大人も子供も、自然が海や森を通して与えてくれた素晴らしい恵みを満喫することができる、他のすべての生命あるものと健全な形で共存することができる。この人々はジュゴンの物語を、単に伝説としてだけでなく、生きる知恵を伝えるメッセージとして取り戻すことを求めています。それゆえ、「命^{ぬち}どう宝」、「ふるさと宝」という言葉が受け入れられてきたのです。

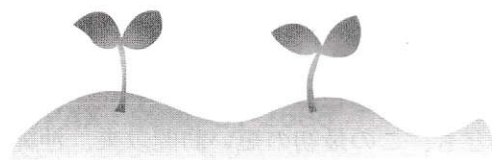
表現の仕方や戦略・戦術も変わってきました。大きな集会やプラカードと拡声器付きのデモなど、

1960～70年代に組合や左翼政党が持ち込んだやり方もまだ残ってはいますが、今日では沖縄の環境保護運動は、音楽や踊りや歌、詩、写真など、芸術的・文化的表現を使った意思表示も行っています。また、現代という時代やグローバル化に対応したテクノロジーの利用、すなわち、インターネットのポータル・サイトやブログや国際ネットワークなども活用しています。

抗議運動は自然発生的に起こったのかもしれませんが、目的を達するための戦略・戦術には、専門家の支援を得ています。つまり、社会運動に長い経験を積んだ人々とか、社会や自然に関する様々な分野の学者や専門家などです。このような人々の参加の形としては、個人としての参加もあるし、環境保護にかかわる合法的で科学的な組織・団体のメンバーとしての参加もあります。

このように、沖縄の環境保護運動は、固有の特徴を持ちながら、21世紀の社会運動の歴史の一部を創るために貢献しつつあります。そして、他の国の環境保護団体との交流や国際フォーラムでの討論など、国際的な活動にもますます力を入れています。

このような沖縄の環境保護運動について、私が最も意義深く感じたのは、組織や仕組みのほかに、参加者が連帯していること、共通の目的のために各自の能力や闘う力を集中させていることでした。ですから、この短いお便りは、環境保護だけでなく人間としての権利を求めて闘っている沖縄の人々に対する、私の連帯を表明するためのものです。これらの人々は、その行動を通して、その闘いが沖縄の自然と人々のためだけでなく、世界の自然と人々のためであることを、世界に向けて発信しているからです。



沖縄県那覇市おもろまち元市役所予定地再開発の経緯 なぜ、市役所予定地に超高層ビル群が建設可能になったのか？

知念徹治（おもろまち一丁目住環境を考える会 代表）

はじめに

返還軍用地ですすめられてきた那覇新都心のまちづくりにおいて、那覇市行政は民間企業が提案する都市計画違反の超高層ビル群建設を実現するために、都市計画を書き換えました。しかも市有地であったその土地の価格は都市計画変更前の不動産鑑定をもとに決定されたため、結果的に公有地の安売りとなっていました。

行政がまちづくりのルールを無視して、企業に対して“至れり尽くせり”の便宜供与を行う一方で、近隣の住環境と沖縄の貴重な景観が破壊され、そして市民全体の財産が失われてしまうのです。

これまでの経緯

(1) 返還軍用地の強制買い上げ

現在の那覇新都心地区は沖縄戦最大の激戦地でした。戦後は米軍により強制接収され、30年以上たって、ようやく元の地権者に返還された土地です。しかし当時の地権者たちは新都心のまちづくりのため、公共用地として土地の約半分を国と地方公共団体に譲渡することになりました（所有地の30%を無償、20%を有償で譲渡）。今回問題となっている土地もそのような経緯で確保された行政施設用地であり、那覇市役所の移転先として“おもろまち1丁目1番地1”という地番が与えられた、新都心のまちづくりの中心的存在でした。

(2) 地域再生計画の悪用

そもそも、この土地は公共のために使用することを約束して市が地権者から譲り受けた土地ですから、民間企業への売却は「公有地の拡大の推進に関する法律」で禁止されていました。しかし平成18年5月、「先買い制度によって取得された土地でも地域再生計画の事業などを行うことを条件に処分できる」とした、同法律の改定に伴い、同年7月、突然、那覇市長が土地売却を表明したのです。

今回、超高層ビル群建設を担当する事業者グループは那覇市地域再生計画の事業募集に対して、「周辺環境調和型『亜熱帯庭園都市』による地域活力の再生」というすばらしいタイトルの事業提案書を提出した、大和ハウス工業、オリックス不動産、大京

からなる共同企業体です。しかし、その事業提案の実態はあまりにも周辺環境と調和しない、むしろ周辺環境破壊型ともいえる超高層ビル群建設計画でした。事業選定の過程は市民に非公開であったため、私たち近隣住民は平成18年12月の事業者決定の報道で初めて、自宅の目の前に超高層ビル群が建設されることを知ったのです。



図1 超高層ビル群模型

那覇市による住民説明会では、近隣住民の生活を無視した事業計画に対して参加者の多くが強く反発しました。市は「近隣住民に配慮し、建築棟数を5棟から3棟に集約した」とする建築計画の変更案を提示しましたが、その変更案は超高層ビルの高さを30階建から34階建にさらに上乗せし（その後32階建に変更）、建物の幅を大きく拡張し、建築面積もマンションの戸数もさらに増加させたもの（合計640戸）でした。それは事業者の採算性をより高めたと考えるもので、不安を抱える住民を更に恐怖に陥れる計画だったのです（図1）。

(3) 違反建築を合法化するための都市計画変更

平成19年9月、市の住民説明会に引き続いて、都市計画変更手続きの説明が短時間で行われました。変更の内容は、事業者が提案する建築計画を実現するために、超高層ビル群計画地の用途地域を第二種住居地域から近隣商業地域へ、建ぺい率を60%から80%へ、容積率を200%から400%へそれぞれ引き上げるというものでした（図2）。

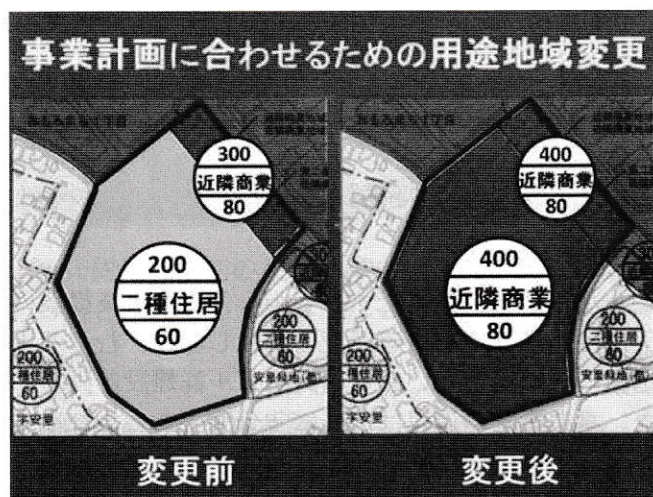


図2 用途地域変更

それまで那覇市が「本市にふさわしい」と言って、住民に押し付けてきた計画が、実は都市計画違反の建築計画であったという事実を、私たちはその時、知りました。

後の調査でわかったことですが、那覇市は事業募集の際、「現行の用途地域にとらわれず、提案を求めます」と、都市計画を無視した募集要項を作成し、それに対して事業者は都市計画違反の建築計画を記載した事業提案書を提出していたのです。

都市計画変更についての公聴会や公告縦覧で近隣住民から多くの反対意見が提出されたにもかかわらず、全く修正が加えられることなく、都市計画の変更が決定しました。都市計画違反の超高層ビル群を建設したいという民間企業の要求に合わせて、那覇市行政は都市計画を書き換え、違反建築を合法化してしまいました。この理不尽な都市計画変更こそ、周辺住環境悪化、景観破壊、市有地安売りといった諸問題の根源となっているのです。

(4) 那覇市行政と事業者の不誠実な対応

この超高層ビル群建設は、前述のとおり、那覇市の地域再生計画の名の下に実施される事業です。市の担当者は「土地売却後も事業者主催の住民説明会に参加し、事業計画に住民の要望が反映されるよう仲介役としての役割を果たす」と住民に約束していたにもかかわらず、土地売却後、市は手のひらを返し、事業者が開催する住民説明会への参加を拒否しました。また「事業に密接にかかわる者らの意思疎通、意見調整の場」(内閣府マニュアル)であるはずの地域再生協議会においては、建物の規模や配置についての協議を排除し、さらには、周辺住民の生活環境保全や防災対策についての協議までも、市がす

べて拒絶してしまいました。

その一方で、事業者は事業提案書に記述した「設計段階からの地元住民との連携」を实践せず、また、環境影響調査についても調査方法の不備や説明の矛盾を住民から指摘されると、途中で説明会を打ち切り、私たちの度重なる説明会開催の要求を無視し続けています。

市と事業者が約束を破り、その責任を放棄してしまったため、那覇市地域再生計画の事業を推進する上で、解決しなければならない多くの問題について、全く協議がなされていないのです。

(5) 工事の強行

このような状況のなか、事業者は平成21年10月、突然、工事を開始しました。近隣住民には、たった2日前に簡単な通知書が配布されたのみで、具体的な工事内容や周辺住民の安全確保については、全く説明や話し合いがなされていません。建築計画についての協議や環境影響調査の説明など、工事着工の前に行われるべき手続きをほったらかしにして、さらには工事協定書の締結や周辺家屋調査も行わずに工事を強行したことについて、私たちは那覇市と事業者に対して強く抗議をしています。

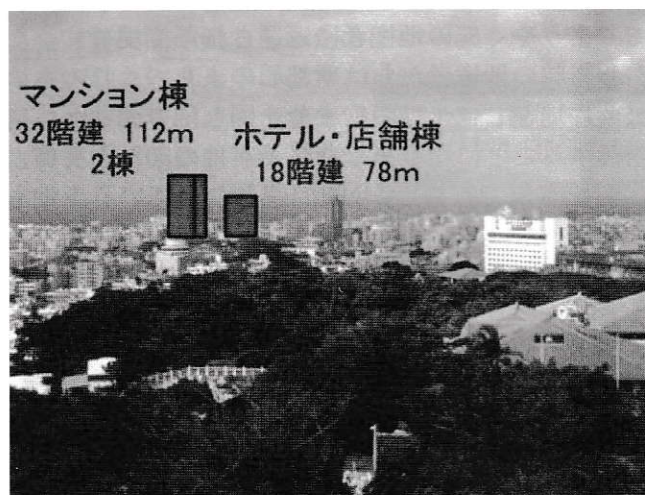


図3 首里城展望台からの眺望イメージ

しかし、事業者は話し合いによる問題解決を求めて現場で説得を続ける近隣住民を蹴散らし、工事妨害禁止仮処分を申し立て、莫大な損害賠償請求をちらつかせる文書を送りつけてきました。それに対して、私たちは建築禁止仮処分命令の申し立てを行い、争っています。

周辺住環境悪化と景観破壊

私たち近隣住民は、その無秩序な開発が引き起こす生活環境の変化として、交通渋滞や強風被害、圧迫感、日照不足、電波障害、環境汚染など数多くの問題点を指摘し、地震によるビル倒壊や高層火災など災害の危険性について、超高層ビル群の直下に暮らすことになる住民として強い不安を訴えてきました。

また、この建築計画が実行されると世界遺産である首里城から市街地や東シナ海を見渡す眺望が損なわれてしまい、沖縄県の観光にも悪影響をもたらすのではないかと懸念する声も多くあがっています(図3)。

私たちは、近隣の住環境と沖縄の貴重な景観を破壊する無秩序な建築計画を見直すよう求め、約1万2千人分の署名とともに市や事業者に対して要請行動を繰り返し行ってきました。

2つの行政訴訟…企業に対する二重の便宜供与

私たちは2つの行政訴訟を闘っています。ひとつは、「無秩序な事業提案に合わせる目的でなされ、近隣住民の生活環境悪化につながる用途地域変更の違法確認」、もうひとつは、「市有地の安売りを行った市長に対する48億円損害賠償請求」です。

那覇市は行政用地に指定されていた市有地において、超高層ビルが林立する建築計画、すなわち当時の都市計画用途地域の制限に大きく違反する建築計画を実現するために強引に用途地域の変更を行いました。これは、事業を担当する企業にとってはなんともありがたい規制緩和措置である一方、周辺住民にとっては日々の生活が大きく脅かされる侵害行為といえます。しかも、那覇市行政は行政措置で土地の商業的価値を高めたにもかかわらず、用途地域変更前の住宅地の時点での不動産鑑定をもとに土地売却価格を決定したため、結果的に市場価格を大きく下回る価格での市有地売却となりました。隣接する日銀那覇支店の取引価格を参考に、那覇市の損害額は約48億円と推定しています。

す(1坪あたり日銀179万円VS本件土地106万円)。

市の深刻な財政難を理由に市有地売却を決定したはずなのに、正当な対価を業者に求めようとしない行政の態度は不可解でなりません。

カンパのお願い

私たちの活動の最大の目的は、家族や近隣住民の健康で安全な生活を守ることにあります。決してそれだけではありません。

この事件が「悪しき前例」となって、地域再生法を悪用した『まちこわし』が全国各地に飛び火しないよう、何としても行政と企業による住民無視の乱開発を“おもろまち”でくい止めなければならないと考えています。

私たちの活動にご理解いただき、カンパにご協力いただければ幸いです。

振込先

ゆうちょ銀行 17010-63370

おもろまち一丁目住環境を考える会

<http://www14.ocn.ne.jp/~omoro/>

※『環境と正義』2010年3月号(日本環境法律家連盟(JELF)発行)より転載



普天間飛行場の閉鎖にむけて 日米両政府にだまされないために

真喜志 好一（沖縄環境ネットワーク・世話人）

2010年3月20日

海兵隊は「最初の突撃部隊で、沖縄に置く必要がある」とされているが本当だろうか。振り返っておこう。

海兵隊は最後の上陸部隊

朝鮮戦争のとき、米軍は仁川に逆上陸した。1965年、ベトナムでダナンに海兵隊が強行上陸した。朝鮮戦争は休戦になり、ベトナムでは米軍は泥沼の戦争の後、敗退した。これらの戦争の後、米軍は自国軍の犠牲を少なくするため戦法を変えている。湾岸戦争、9・11後のアフガン攻撃、イラク攻撃を振り返ってみよう。

- 数か月の開戦準備期間をおき戦力を配置し、
- まず相手国からの攻撃を受けない距離からミサイルを撃ち込む。
- レーダーや飛行場などの防空網を破壊し、
- その後に爆撃機などで地上戦闘部隊を攻撃し、その戦闘能力を奪ったことを確認した後に、
- 海兵隊、陸軍などの戦闘部隊を上陸させる。

このように戦争準備に数カ月、攻撃開始から数週間後に上陸しているのが実情である。海兵隊は、半世紀前は最初の突撃部隊であったのかも知らないが、現在は、最後の上陸部隊であり、米本国にいても何の不都合もない。

日本政府は「おもいやり予算」をやめ、米軍は自国に帰ってください

その部隊が沖縄にいるのは、日本政府が兵舎の建設など便宜を図っているからであり、そのような「おもいやり予算」をやめて、対等の関係を作れば、彼らは本国に帰るだろう。グアムの先住民の自立を妨げるグアム移転などはもってのほかである。

県外、国外移設の実現を

2009年9月に発足した民主党を中心とする鳩山新政権には、普天間を県外、国外に移設する政策変更を期待した。8月の衆議院選挙での民主党代表鳩山由紀夫の沖縄での演説が「県外、国外」であったし、沖縄の4選挙区とも県内移設に反対の表明をした候補者が当選したからだ。2010年1月の稲嶺進名護市長の誕生で更に期待は高まったのだが、報道される閣僚の発言を読む私は混乱するばかりだ。



上紙面は、琉球新報3月9日の1面であるが、沖縄選出の国民新党・下地幹郎氏は、選挙公約を反古にして、辺野古陸上やら嘉手納統合を言い出している。報道のたびに変わる閣僚の発言に振り回されないうために、「普天間問題」の経過を振り返っておこう。

出発は普天間閉鎖であったのに

市街地のど真ん中にあり、騒音や危険を回避するために普天間の閉鎖を沖縄県民が求めたことがそもそもの出発点であったのに、普天間「代替施設」をどこにするか、という問題にすり替えられている。

写真の紙面は南風原文化センターで展示されている1996年4月12日の号外である。

「橋本竜太郎首相とモンデール駐日大使は12日午後8時、共同会見し、宜野湾市の普天間海兵航空基地を今後5年から7年のうちに全面返還すると発表した」と記事は書きだしている。

この記者会見から土曜、日曜を挟んで4月15日（月）に池田外務大臣、臼井防衛庁長官、ペリー国防長官、モンデール駐日大使は、1995年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」の「中間報告」を発表した。

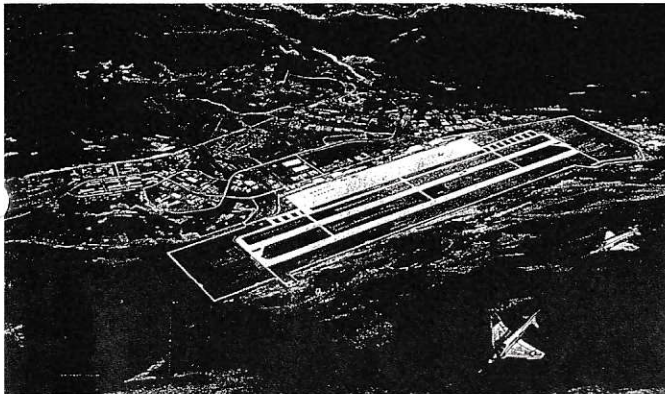
それには、「今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、普天間飛行場を返還する」とあり、



その三日前の橋本、モンデール記者会見にはなかった「十分な代替施設が完成した後」という内容をすべり込ませている。そして日米両政府は「十分な代替施設」として辺野古を狙った。なぜ辺野古を狙ったのだろうか。

辺野古は1966年からの米軍の希望

辺野古への海兵隊飛行場建設については、ベトナム戦争の最中、1966年1月に米海兵隊が印刷した文書があり、その図には3,000m滑走路が二本描かれている。



1966年12月には、米海軍は海兵隊の飛行場に加えて、深い大浦湾には軍港を併設する計画を作っていた。(この「海軍マスタープラン」と題する文書は沖縄県公文書館が収蔵している。) 辺野古に、軍港付きの飛行場を作る米軍の計画を実現すること、これが、なぜ辺野古か、の答である。軍港付きの飛行場を、「普天間の代わり」として日本政府の予算で作らせようということだ。普天間の機能の移転ではない。

次に、自公政権が米国と同意したV字型案と、1966年代の米軍案と比べてみよう。

弾薬を積んだ飛行機がヤンバルの空を

2007年8月、日本政府はV字型に二つの滑走路をもつ海兵隊のための飛行場の環境アセス方法書を縦覧した。その図を右に示すが、運用の内容は全く記されていない。

米国で行っているジュゴン訴訟で被告である米国防総省が裁判所に提出した文書を元に、沖縄防衛局に新たに付加される機能を追求したところ、翌2008年「追加修正資料」として出してきたのが右上の図である。

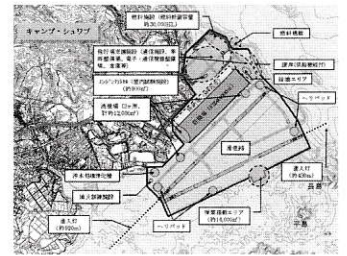
普天間にはない弾薬を飛行機に積み込む「戦闘機装弾場」が追加され、ヤンバルの空を実弾を積んだ



図-2-5-1 代替施設本体の形状

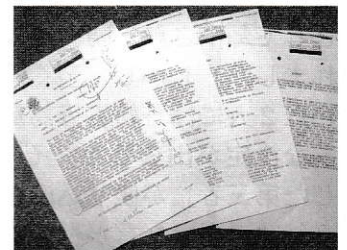
飛行機が飛ぶことになる。

また深い大浦湾側には、「係船機能付き護岸」が追加された。すなわち、軍港機能の追加であり、二本の滑走路といい、1966年米軍計画の実現である。普天間の代わりではなく、新たな基地の建設であり、1997年の名護市民投票で示された「基地建設No!」の民意に新政権は従うのが民主主義であろう。



1973年・米国は普天間の危険性を認識

施政権返還直後の1973年1月3日付の「日本における基地の統合」と題するアメリカ国務省の文書がある。この文書の中で、1973年内に返還する基地や、74~76年に再編する基地としていまの「おもろまち」にあった住宅地などが挙げられている。



この文書のコメントに、普天間基地について注目すべきことが書かれている。友人の翻訳によれば、

——解放・移設のための施設の数は、一瞥して強い印象を与えるものだが、その殆どは、非常に小さいか周辺の位置を占めるものである。

また、明らかに除外されたものもある。除外されたことがはっきりしているのは海兵隊・普天間飛行場である。普天間は明かに政治的責任であり、残された時間は限られている。この区域を使用する航空機は人口過密地域を低空飛行し、顕著な障害の原因となっている。——

1973年に米国務省は普天間の危険性を承知しながら今日まで放置してきたし、日本政府も何も言わなかった。新政権はこれらの事実を点検し、危険な普天間の閉鎖と、新たな基地建設の是非を切り分けて考えるべきだ。

沖縄の人権と環境を守るために

自公政権が無視し、踏みにじってきた沖縄の「人権と環境」、それらを守るべく新政権はオバマ政権と交渉を始めてほしい。辺野古、高江のヘリパッド問題は旧政権が作ったもの、新政権が勝連沖に作る?? いずれも沖縄の人権を踏みにじり、環境を壊すものでしかない。新政権には、沖縄の人権と環境を守る政治を期待する。

ヘリパッドいらない司法による住民弾圧をやめろ！

清水 暁（「ヘリパッドいらない」住民の会）

沖縄県北部に位置する東村高江。人口160人の小さな集落です。見渡す限り広がるイタジイの森は新緑の季節を迎えて光っています。国（防衛局）は新基地建設の強行が困難だとして自らの責務である説明・話し合いを怠り、高江の住民を裁判に訴えて弾圧するという前代未聞の出来事が起こっています。

2009年12月、5回の審尋を経て裁判所は仮処分の決定を出しました。申し立てられた14名のうち12名は「監視・説得・抗議・ブログでの呼びかけ等は正当な表現活動であり、妨害行為とは認められない」として却下され、防衛局の申し立ては大幅に退けられました。しかし、全く同じように座り込みをしていた2人には「妨害行為が認められる」という不可解な決定が出ました。そして、「この二人の意を通じた第三者」が座り込みをすることを禁止するという気味の悪い文言が付いていました。私たちは2名の取り下げを求めましたが、国が応じなかったので本裁判で争うことになりました。

2010年2月1日。防衛局の要望により高江公民館で3回目の説明会がありました。会場前は多数の防衛局員がガードし、区民以外を排除。窓も閉めようとするなど異様な雰囲気でした。区民の質疑時間は、たったの30分。私たちは「ヘリパッドは15カ所も残るに何故もう6カ所、高江を囲むようにして作る必要があるのか。機種・飛行ルート・オスプレイ配備の有無」など前回とほぼ同様の質問をしました。しかし、まともな回答は一切得られませんでした。これはでは話し合いというより通告であり、「説明した」というアリバイづくりだとも思います。



高江公民館で行われた防衛省の説明会

同月、「工事再開は7月から」と言ったのにもかかわらず「移設工事ではない」として工事車両進入

口にフェンス設置工事を強行してきました。フェンスによって提供区域のラインを示したと言う事実をつくり、裁判に使おうとしているのでしょうか。撮影班がとて多く、写すなど何度言っても無言でこちらの顔を撮り続けました。「もう生命・生活を脅かす危険な基地はいらない！！」という人たちが、それぞれ自分の意志で集まり必死の抗議のお陰で今、フェンスは未完成の状態です。

SACO合意では、ヘリパッド移設を条件に北部訓練場の半分は返還する、となっています。返還跡地は森林生態系保護地域に指定されるという流れで、すばらしいことだとは思いますが、その一方で高江の住民や生き物たちを軽視して良いはずはありません。他方を犠牲にして得られる豊かさは本当に豊かと言えるでしょうか？

3月19日那覇地裁で第一回口頭弁論が開かれました。被告にされた2人は堂々と、想いのこもった意見陳述を述べました。国（防衛局）は米軍に追従するのではなく、良心に従って速やかに不当な訴えを取り下げ、住民、県民が納得のいく様な説明・話し合いをするべきだと思います。この裁判の行方は、今後の住民運動にも大きく影響してくると思います。国家権力による住民弾圧を決して許してはいけません。次の公判は5月26日11時からです。たくさんの応援と呼びかけをお願いします！



▲那覇地裁前集会と音楽による激励会

◀演奏：朴保 (pakpoe)、
VaNa MaZi (イアンとコリーナ)

ヘリパッドいらない住民の会

〒905-1201 沖縄県国頭郡東村高江上新川85-2

TEL/FAX : 0980-51-2688

e-mail : info@nohelipadtakae.org

blog 「やんばる東村高江の現状」

http://takae.ti-da.net

高江ヘリパッド通行妨害の禁止を求めた訴訟

第1回口頭弁論意見陳述

池宮城 紀夫（弁護団長）・安次嶺 現達（「ヘリパッドいらない」住民の会）・伊佐 真次（同会）

米軍北部訓練場の一部返還に伴う東村高江へのヘリコプター着陸帯（ヘリパッド）移設をめぐる、沖縄防衛局が現場で反対運動をする住民2人に対して、通行妨害の禁止を求めた訴訟の第1回口頭弁論が3月19日、那覇地裁（田中健治裁判長）で行われた。その3人の口頭弁論意見陳述は以下の通りです。

池宮城 紀夫

はじめに

今日は、大変不愉快です。原告席に政府が座り、被告席に沖縄県民が座らされている、この構図に怒りを感じています。憲法に守られて政府を糾弾するのは国民の側であるべきにもかかわらず、裁判を道具にしている。このことについて、怒りの抗議をしたいと思います。

【高江ヘリパッド建設】

20万余の住民が犠牲となった悲惨な沖縄戦から65年経った現在、この沖縄は今なお、常に米軍基地や基地被害に巻き込まれた生活を余儀なくされている。現在、国が強行している本件ヘリパッド基地建設は、高江住民はじめ沖縄県民に新たな米軍基地の負担を押し付けるものであり、米軍基地の強化以外のなにものでも無い。

日米政府によって合意されたSACO合意は、沖縄県民の負担軽減、米軍施設の整理・縮小を実現するものであると、国は主張してきた。

しかし、決してそのように評価できるものではない。SACO合意の本質は、我われ国民の莫大な税金を使って、老朽化した米軍基地施設を最新の基地機能を備えた基地に強化するところにある。

このことは、沖縄県民の願いである米軍基地の整理・縮小という要求を逆手に取った基地の再編強化策であり、米軍基地の半永久的な居座りと軍事要塞化以外のなにものでも無い。高江ヘリパッド建設は、このようなSACO合意の一環として強行されているのである。

高江住民はじめ沖縄県民は、米軍基地の整理・縮小、新たな基地建設に反対し、沖縄本島北部国頭地域の豊かな自然環境と地域の生活を守るために運動しているのである。

【被告らの行動の正当性】

米軍北部訓練場には既に15カ所のヘリパッドが存在するにもかかわらず、新たに高江地区を取り囲むように6カ所のヘリパッドの建設が計画されている。現在でさえヘリの訓練による昼夜たがわない爆音と墜落の恐怖で生活が妨害されているにもかかわらず、ますます生活が脅かされてしまう。

高江区民は、2度も反対決議をしてきたにもかかわらず、国は区民に納得いく説明をせず、一方的に強権発動してきた。被告らを含めた区民、県民は、何故、新たなヘリパッドが必要なのか、沖縄防衛局に説明を求めてきたが、防衛局は納得いく説明をせず一方的に工事を強行してきた。

かような、防衛局の理不尽な行為に対して、現場で住民らが抗議と説明を求め、工事の強行に反対する意思表示行為は、憲法で保障された当然の権利である。

そのような住民らの表現行動を、違法な妨害行動と見なして、司法の権力を借りて弾圧をもくろむ国のやり方を、我々は認めるわけにはいかない。

【鳩山総理への要請】

現在、最大の問題である普天間基地について、国外または県外へ移設するとの公約を掲げて成立した鳩山政権は、辺野古新基地建設と一体である高江ヘリ基地について当然に再考し、工事を中断するものと、県民は期待した。

ヘリパッドいらない住民の会と弁護団は、鳩山総理に、ヘリパッド建設を中止し、住民弾圧のための本訴を提起しないよう、本年1月21日要請した。

「コンクリートから人へ」と人間の命を最優先するとの基本政策を掲げた鳩山政権であるが、我々の要請に応えることなく、本訴を提起した。極めて遺憾である。

今、改めて鳩山総理と政府に強く要求する。この裁判を速やかに取り下げて、この沖縄に真の平和を保障せよ！

安次嶺 現達

私、安次嶺現達は1月29日仮処分決定が出され、通行妨害という決定がでました。この決定に対して私は納得がいかず、起訴命令申し立てを裁判所に出しました。

それに対して防衛局は私たち2名を提訴してきました。前回の防衛局による、通行妨害禁止仮処分申し立てでは、安次嶺現達他15名がずさんでいい加減な証拠で、債務者として訴えられました。その中には私の子供まで含まれており、そのずさんな証拠の中にはもちろんその子の写真等といった証拠となるものは一切ありませんでした。実際その子は現場にいなかったの、あるはずがありません。防衛局はすぐにその子の訴えを取り下げましたが、その理由は「審尋を早く進めるためで、子供を訴えた事に関して、誤りがあった訳ではない。」と新聞にコメントが載っていました。

小学生の子供が何をしたのか、親としてきちんと分かる様に説明して欲しいと思います。

私の子はとても傷つき怯えています。皆様にも子供がいらっしゃると思います。もし、同じ立場に置かれた時あなた方はどう思いますか？ 私は親として防衛局がやった事を一生忘れる事ができません。そして、許す事もできません。このやり方は間違ったやり方です。私たちが一体何をやったのか、なぜ、裁判所に呼ばれたのか、そもそもなぜ通行妨害なのか全く分かりません。この決定に対し私は裁判所の間違いだと思っています。私たちは何も悪い事はしていません。当たり前の事をやっているだけです。この小さな村を取り囲むように、米軍のヘリパッドが新たに6カ所できる予定です。この事に対して、何の説明もなくいきなり工事を進めようとする防衛局に対し、説明を求めているだけです。

今も米軍のヘリコプターが私たちの生活を脅かし、昼夜問わず民間地上空を低空飛行で、夜は11時過ぎまで飛び、騒音に悩まされています。

それに対して私は村や防衛局に何度も抗議の電話をしていますが、現時点で何一つ変わっていません。私たち家族はただ、普通の生活をしたいだけです。このヤンバルは自然に囲まれとても環境がよく、子供がのびのびとたくましく生きていく、大切な場所です。

ヘリパッド予定地は私の家から約300メートルしか離れていません。その事に対して反対する事は当たり前です。喜んで作って下さいと言う人はいないと思います。防衛局は私たちが妨害行為をしていると言っていますが、私たち住民を脅かし危険な状況におき、生活を破壊し、妨害をしているのは防衛局であると思います。

この裁判は国寄りの判決ではなく、中立に立った納得のいく判決が下されなければならないと思います。

そして、この戦争につながる米軍基地の移設工事をやめ、沖縄、世界の宝であるヤンバルの森を返し

て下さい。

未来の子供たちのために。平和のために。

伊佐 真次

戦後65年、今も米軍による事件事故が日常的に繰り返され、米軍関係の記事が新聞に載らない日はありません。それは異常な事態というほかに言葉がありません。なぜ、我々の生活より軍隊が優先されるのか、軍隊が我々を守っているという者もいますが、その根拠は何か理解できません。戦後、占領軍は土地を奪い住民を追い出し、至る所に軍事基地を建設し、長年に渡り住民は苦しみを強いられているのです。

危険な軍隊を野放しにして爆音を撒き散らすことが繰り返し行われ、これで人間的な生活が出来るでしょうか。さらに老朽化してきた基地の新たな基地建設が進められようとしています。基地の整理縮小という言葉とは裏腹に基地機能の強化が行われようとしています。

私は、20年ほど前は沖縄市泡瀬に住んでいました。東に勝連半島、その先に原子力潜水艦が寄稿するホワイトビーチ、西に嘉手納飛行場、中城湾を北へ飛んで行くのは普天間飛行場から北部訓練場やキャンプハンセン、キャンプシュワブに向かうヘリコプターです。

幼少の頃は、泡瀬干潟に家族で潮干狩りによく行ったものですが、そこもまた泡瀬通信施設があり、フェンスに沿って真っ白な砂浜が続きます。那覇空港も自衛隊と共同使用ですから空港に着き最初に目にするのがやはり軍隊です。沖縄本島の南から那覇軍港、牧港補給基地、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧、キャンプ桑江、嘉手納飛行場、飛ばしますが、本島最北端の国頭村のジャングル訓練センター（北部訓練場）、離島の久米島射撃場ほか本島周辺の訓練空域・水域は広大なもので、まさに訓練場の中に沖縄は在るのです。県民の生活は常に米軍基地と隣り合わせです。

しかし、緑の芝生のある米軍専用住宅での、窓を閉め切りクーラーのある生活では、自らの軍隊の出す騒音は軽く感じているでしょう。

一方で、基地に追い出された県民の暮らしはどうでしょう。猫の額ほどの土地に、芝生どころか駐車スペースを確保するのがやっとではないでしょうか。木工業を生業としている私たち家族の東村への移転も木工機械の出す音や粉塵が近所の迷惑になるのではとの思いからでした。

東村に移り住んでから18年ほど経ちますが、まず驚いたのがフェンスの無い米軍基地が存在するということでした。県道70号を挟んで住宅街と北部訓練場があります。訓練場側には黄色い杭が立っているだけです。

今問題になっているヘリパッド移設予定地も以前は訓練がなければ誰でも簡単に入れました。ヘリコプターの訓練も激しいものです。県道沿いのLZI 7では、ホバリングや離着陸の訓練、煙幕を焚き、銃の発砲音もしますが、たぶんペイントボール模擬弾を使用していると思われる実戦さながらの訓練、兵士を吊り下げたり、車や榴弾砲に見立ててのコンクリートの固まりを吊り下げたり降ろしたり、大きな爆発音とともに兵士の叫ぶ声と銃の発砲音がヤンバルの森に響きます。

一見平和なヤンバルの森は戦争のために利用されているのです。

米軍による事故も私たちが移ってからでも何度もあります。県道近くでは訓練中に火災が発生し、パンパンと音がしましたが不発弾の音でしょうか。信号弾による火災もありました、これも県道沿いです。返還された施設外での野戦演習、CH-53ヘリコプターが安波沖合に墜落し4人死亡、東村の運動場にUH-1Nヘリが緊急着陸、高江の土地改良区では隣接する訓練場から出てさとうきび畑を踏み荒らし模擬弾を使った戦闘訓練が行われ、たまたま農作業をしていなかったから無事だったものの、畑にいたら訓練に巻き込まれていたかもしれないのです。2月1日の防衛局の説明会でも発言があった、民間の牧草地にヘリが何度かエンジンのトラブルで着陸したということもあります。報道されてない事件事故もあることでしょう。

私の仕事場は県道沿いにあり、やはり道路の向こう側は訓練場です。何年も前の事です、私は忘年会をしていました。すき焼きでしたが、お酒の方が人気があったのかすき焼きが鍋に残っていました。私は道路側を向いて座っていたら荷物を背負った人影が左から右へ移動したのを見えましたが、大して気にしていませんでした。しばらくすると、二人の若い米兵が現れ、もぞもぞ何か言いたげにしていました。荷物は降ろしていました。

こちらは酒が入って良い気分でしたから中に招き入れました。どうやら道に迷っているらしく、キャンプのゲートはどこだと聞いてきました。米兵が4～5人一組で無線機やら荷物を担ぎ、銃も下げ訓練しているのを見ているのですぐに理解できましたが、どうも様子がおかしいです。「実は食事をしていない」「腹が減った」というようなことを言うので、「なんだ食べろ」と言い、酒をすすめたら一人は断り一人は飲みました。外で待っている者がいると言うので、ポリ袋に残りを詰めてやりました。他にも軍用車のトラブルで夜間に電話を借りに民家に訪ねてきたとの報告もあります。若い兵士は厳しい訓練を受け戦

場に向かいます。正常な心では人間は殺せません。市街地と違い人通りのない民間地での行為は住民にとって恐怖であり、事件に巻き込まれる可能性もあるのです。

いままで述べてきたとおり、県民は常に米軍と関わり続けています。「沖縄に関する特別行動委員会」は、「日米両政府は沖縄県民の負担を軽減し、日米同盟関係を強化するためにSACOのプロセスに着手した」とあります。

北部訓練場に関しては、「過半の返還をするので返還される区域から残余の部分に移設する」というもので、高江周辺に6個のヘリパッドが集中するため、区として二度の反対決議をあげています。

これまでに村議会、県議会、沖縄防衛局、防衛省、国会の各政党などに要請行動をしてきましたが、沖縄防衛局は、2007年7月、高江の決議を無視し、工事を強行しました。

私たちに残された道は工事進入路での要請行動です。「防衛局は質問に答えていない、話し合いの場を設けよ」と、ヘリパッド建設に反対する活動は県民から多くの賛同者を得て今日に至ります。

「自然破壊はやめろ」「県民の水がめを守れ」「基地の機能強化だ」とそれぞれの想いで立ち上がっているのです。

平和な生活を求めているだけの活動に対して、国は日米同盟の関係が悪くなると思ったのでしょうか。国の政策に反対するものは妨害者だとして裁判所に呼びつけました。

国民の生活よりも軍事が優先だから辛抱してくれと言われて、自分の身の回りに危険が迫ってくるのに黙っている人がいるのでしょうか。

国の訴状にはあきれられるしかありませんでした。新聞においてコメントをして参加を呼びかけた事、ブログで呼びかけた事、防衛局に工事中止の要請を行ったことを妨害行為としているのです。

国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利があります。いまそれを侵そうとしているのが国です。それに抵抗するために言論・表現の自由があります。私たちが行っているのは、言論・表現行為であり、妨害行為ではありません。

国の政策に無批判になればどうなるかは過去の歴史から学ぶことができます。

あなた方は基地の無い沖縄を求める県民に火をつけた。私たちの闘いはこの裁判の勝ち負けではありません。

ヘリパッド移設問題に留まらず、北部訓練場の全面積の返還、基地のない平和な沖縄を目指し運動を広げていく決意をし、私の意見を終わります。

環境情報おきなわ (2010年4月～2010年6月)

■米軍普天間飛行場の県内移設に反対する県民大会

日 時：4月25日(日)

場 所：読谷村運動広場

沖縄県議会は3月9日、与野党7党派と無所属議員による代表者会議を開き、米軍普天間飛行場の県内移設に反対する県民大会の開催について全会派が合意した。県外・国外移設の実現を求め10万人規模の大会を目指す。県議会の超党派による県民大会としては、1995年の少女乱暴事件に抗議する「10・21県民総決起大会」、2007年の「教科書検定意見撤回を求める県民大会」につぎ3度目となる。

■ 沖縄・生物多様性市民ネットワーク予定

10月18～19日に名古屋で開催される生物多様性国際会議が目前に迫り多くのイベントを予定・計画中！
詳しくは、お問い合わせよりご確認下さい。

4月中旬 巡回写真展@北谷ニライカナイセンター

5月24日～ 合同写真展@沖縄県庁ロビー

問い合わせ：

沖縄・生物多様性市民ネットワーク

〒901-2213 沖縄県宜野湾市志真志4-24-7
セミナーハウス304号

NPO法人 奥間川流域保護基金 事務所内

TEL/FAX 098-897-0090

吉川秀樹 090-2516-7969

e-mail: okinawabd@gmail.com

HP: <http://www.bd.libre-okinawa.com/>

◆【書籍販売】 郵送します

◎『沖縄の環境と平和』 1,000円

◎『低周波音公害調査報告書』 500円

◎『沖縄から世界へ』 1,000円

◎『沖縄からコスタリカへ～平和憲法とエコツーリズムの旅』 1,000円

◎『沖縄型・回分式参加溝のすすめ』 500円

◎『沖縄のエコツーリズムの可能性』 1,000円

事務局(098-861-1101)までお問合せ下さい

◆沖縄環境ネットワーク世話人会 参加自由です！

日 時：お問合せ下さい

場 所：沖縄環境ネットワーク事務所

年会費：個人会員：3,000円 学生会員：1,500円

家族会員：3,000円 団体会員：10,000円

特別賛助会員：100,000円

郵便振込先：

(口座番号) 02010-9-20132

(加入者名) 沖縄環境ネットワーク

■編集後記■

最近、連日のように「普天間基地移設」に関するニュースが報道されている。以前から沖縄ではよく報道されていたが、今では全国放送でも毎日のように流れ、この問題は既に全国的な問題へととなった。コロコロ変わる政府の姿勢、「県内移設に絞った」という報道などを見るたびに目を疑ってしまう。昨年の衆議院選挙では、「国外移設、最低でも県外」という鳩山由紀夫首相の言葉に、当然ながら期待し、投票した人も多いだろう。以前は政治的な話をあまりしなかった幼なじみの友人達も当たり前のようこのことについて議論するようになり、怒りをぶちまけるようになった。

前回に引き続き、今回も高江の問題を取り上げた。防衛局の起こした高江ヘリパッドに反対する住民への裁判は、明らかに住民を威圧し国策のために犠牲になることを強いる非道な行為であり、寄って集って権力をもつ側が力で小さな声を封じようとする、まさに国家による地域住民の「いじめ」と言っても過言ではない。

4月25日には、米軍普天間基地の県内移設に反対する県民大会が計画されている。なんと今回で3回目であり、政権が変わってもみなで集まり抗議を示さなければならない状況が続いている。ここ数ヶ月の報道でも米軍人によるひき逃げ死亡事件、ひき逃げ事件、当て逃げ傷害事件が相継ぎ、ここ10数年においても少女がレイプされ、大学に軍用機が落ち、教科書問題では歴史をねじ曲げられ、核密約(沖縄県内への核持ち込み)、そして今度の約束の「国外・県外移設」も守られない可能性が出てきている。

私自身も今回43号の編集を行いながらも、怒りが収まらない。改めて政府の沖縄に対する理不尽な対応に怒りを感じずにはいられないのだ。

政府は、「3月末をもって案をまとめていきたい。」と言っている。この通信がみなさまのお手元に届いている際には何らかの結果が出ているかもしれない。「普天間基地無条件撤去」、または「国外への移設」。他の県民にたらい回しをさせない。沖縄と同じ辛い思いをさせないためにもこの2つの案を再度検討し実行していくことが現政権の生きる道だと私は思う。

(桑江)

沖縄環境ネットワーク通信・第43号

2010年3月26日発行

発行/沖縄環境ネットワーク 〒904-0031 沖縄市上地1-21-13

TEL 098-989-1348 FAX 098-989-1346 携帯 090-1362-5706 (桑江)

E-mail/info2009@oki-kan.net <http://oki-kan.net/> (ただいま準備中)

発行人/桜井 国俊 編集/桑江 直哉

※那覇市久茂地の事務所から沖縄市に引っ越ししました。
お気軽にお問い合わせ下さい。